⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑽　本工事は、入札手続きを電子入札システムにより実施する対象工事である。
　なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
⑾　本工事は、総価契約単価合意方式のうち、単価を包括的に合意する方式の対象工事である。
⑿　本工事は、主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たす４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北海道新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。
⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　「平成29・30年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構北海道新幹線建設局管内土木」に係る競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構北海道新幹線建設局が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　各構成員は、当機構北海道新幹線建設局管内土木に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が次に掲げる基準を満たしていること。
　代表者　1,400点以上
　出資比率が第２位の構成員　1,200点以上
　出資比率が第３位の構成員　1,000点以上
　出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合は、そのうち１者に限る。以下同じ。）　1,000点以上1,200点未満
⑷　構成員のうち代表者は、次の①及び④の施工実績を有すること。
　出資比率が第２位の構成員は、次の①又は②のいずれか、及び④又は⑤のいずれかの施工実績を有すること。
　出資比率が第３位の構成員は、次の①から③のいずれか、及び④又は⑤のいずれかの施工実績を有すること。
　出資比率が最下位の構成員は、次の①から⑤のいずれかの施工実績を有すること。
①　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上、延長1,000m以上の鉄道トンネル新設工事
②　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事
③　トンネル新設工事
④　鉄道路盤新設工事
⑤　土路盤新設工事
※　「延長1,000m以上の鉄道トンネル新設工事」とは、同一工事における１本のトンネルで延長1,000m以上の鉄道トンネル新設工事をいう。以下同じ。
※　「鉄道路盤新設工事」とは、鉄道における路盤の構築を目的とした盛土又は切土工事をいう。
※　「土路盤新設工事」とは、路盤の構築を目的とした盛土又は切土工事をいう。以下同じ。
　上記工事の施工実績は、平成14年度以降に元請として完工し引渡し済みのものに限る。ただし、当機構の発注工事の場合、一部しゅん功し引渡し済みの工事も施工実績とすることができるが、この場合は、当該工事の主たる目的物を引渡していなければならない。
　上記工事が共同企業体構成員としての実績の場合は、代表者は出資比率が構成員中最大（北海道内に本店がある者が代表者となる場合は、出資比率が10％以上）、その他の構成員は出資比率が10％以上のものであること。
　上記工事が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注工事の場合で、工事成績評定点の通知を受けている場合は、工事成績評定点が65点以上であること。
⑸　当機構の施工実績がある場合は、土木における平成27年度及び平成28年度の当機構の工事成績の平均が２年連続で60点未満でないこと。
⑹　工事全般の施工計画が適正であること。
⑺　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（現場代理人及び専門技術者との兼務を認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ及びエの基準を満たす者とする。
　なお、専任補助者を配置する場合に当たっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　構成員のうち代表者は、次の①における掘削施工管理に１年以上の経験及び④の施工経験を有する者を配置すること。
　出資比率が第２位の構成員は、次の①又は②のいずれかにおける掘削施工管理に６箇月以上の経験及び④の施工経験を有する者を配置すること。
　出資比率が第３位の構成員は、次の①から④のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。
　出資比率が最下位の構成員の配置予定技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。
　なお、代表者及び第２位の構成員について、施工経験を１名の配置予定技術者で満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができることとし、そのうち④の施工経験のみ有している配置予定技術者については、路盤工事の施工期間中のみの専任配置とすることができる。また、当該技術者を変更する場合は、当機構北海道新幹線建設局長の承諾を得た上で当該施工経験を有する者に変更することができる。
　専任補助者について、代表者が配置予定技術者を複数配置する場合は、それに対応する専任補助者を配置できるものとし、専任期間についても配置予定技術者と同様にする。ただし、専任補助者数は、配置予定技術者１名につき、それ以上とする。
①　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上、延長1,000m以上の鉄道トンネル新設工事
②　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事
③　トンネル新設工事
④　土路盤新設工事
　上記工事の施工経験は、平成14年度以降に元請として完工し引渡し済みのものに限る。ただし、当機構の発注工事の場合、一部しゅん功し引渡し済みの工事も施工経験とすることがきるが、この場合は、当該工事の主たる目的物を引渡していなければならない。
　上記工事が共同企業体構成員としての経験の場合は、出資比率が10％以上のものであること。
　上記工事が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注工事の場合で、工事成績評定点の通知を受けている場合は、工事成績評定点が65点以上であること。
　また、上記工事が当機構の発注工事の場合は、現に施工中の工事において次の㈠から㈢までに掲げる条件を全て満たす場合には施工経験とすることができる。
㈠　トンネル本坑の掘削施工管理に２年以上従事していること（実施済みの出来形検査対象期間に含まれていること。）。
㈡　従事期間中の本坑の掘削延長が2,000m以上であること（検査済みの出来形部分に限る。）。
㈢　過失による粗雑工事又は契約違反に起因した指名停止を受けるなど不正又は不誠実な行為がなされた工事でないこと。